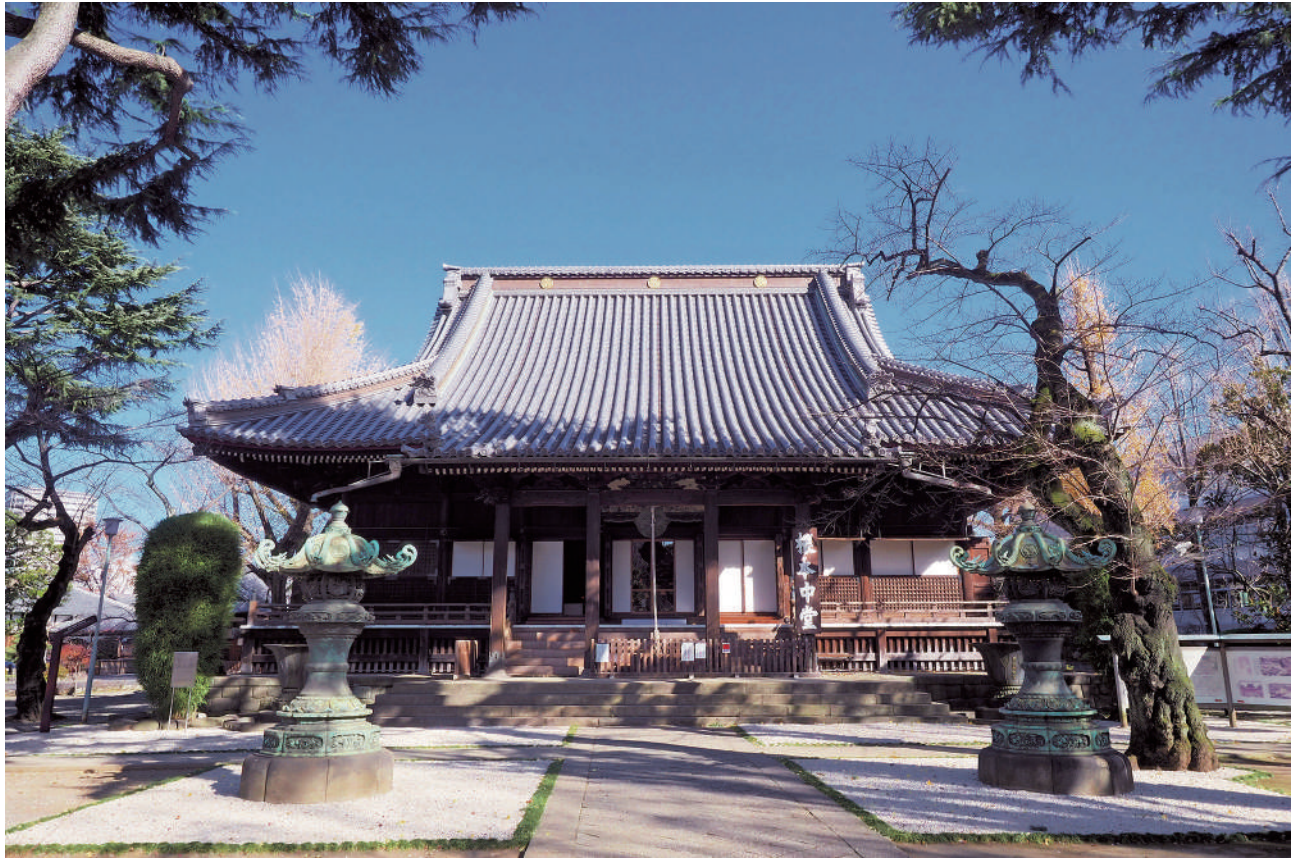


真のタックスパイヤーをめざす

UENO



NO.505



公益社団法人
上野法人会

<https://www.uenohoujin.or.jp/>

1 税・財政改革のあり方

コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

これまで財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

法人会 令和5年度税制改正 提言 ポストコロナの 経済再生と財政健全化を目指し、 税財政改革の実現を！

法人会は令和5年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

膨らみ続ける借金は膨大なものとなり、進む円安やロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格をはじめ輸入原材料価格の高騰による物価高が進み、財政・経済ともに先行き不確実性が増しています。法人会は財政健全化とともに、ウイズコロナの時代に経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とな

っており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を



【法人会全国大会 10/13】

拡充したうえで、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Tax で登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも **e-Tax** で申請できます。
e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

「インボイス」とは

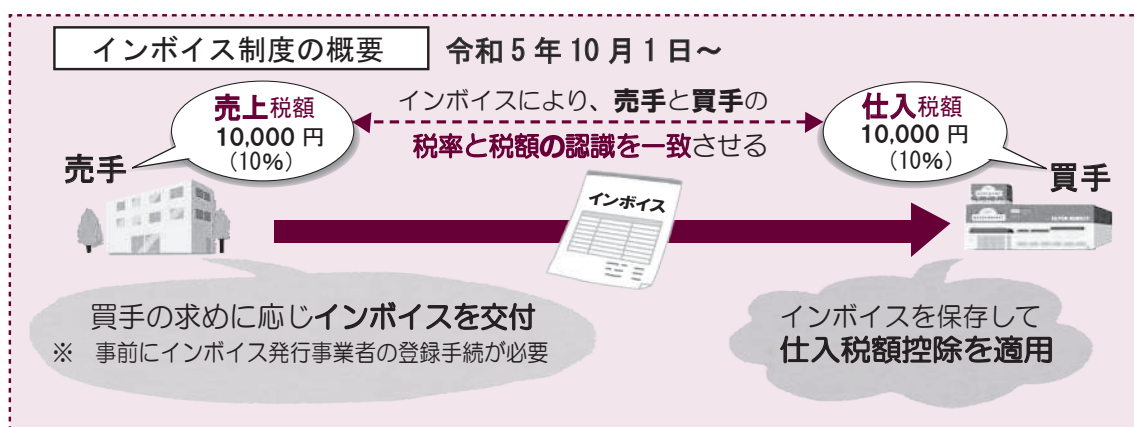
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中！

インボイス制度
特設サイト



制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボットは
こちらから



インボイス制度の疑問に
お答えします！



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553** (無料)

9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

令和4年度 公益社団法人上野法人会・女性部会

主催：公益社団法人上野法人会
後援：国税庁

税に関する絵はがきコンクール

女性部会（中立部会長）では、税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。
台東区内小学校9校の6年生を対象に募集し、480作品の応募がありました。

入選作品
発表！

東京上野税務署長賞



福山 橙子さん
(上野小学校)

上野法人会長賞



岡崎 智香さん (金曾木小学校)

台東区長賞



飯島 絵麻さん
(平成小学校)

女性部会長賞

峯田 寿さん
(谷中小学校)



台東都税事務所長賞

遠藤 剛介さん
(黒門小学校)

優秀賞

(優秀賞：五十音順)



池田 憲世さん
(忍岡小学校)

井上 七海さん
(上野小学校)



梅村 心絆さん
(東泉小学校)



戒屋 怜咲さん
(大正小学校)





優秀賞



大塚 瑠眞さん
(黒門小学校)



大山 衣純さん
(忍岡小学校)



戒田 有佳子さん
(谷中小学校)



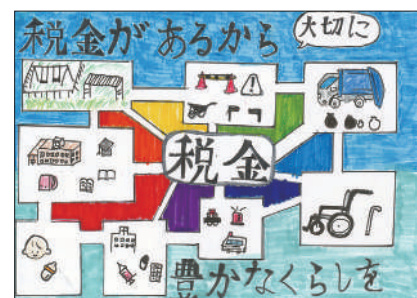
亀井 実有花さん
(東泉小学校)



川上 こころさん
(金曾木小学校)



斎藤 瑠華さん
(大正小学校)



高柳 真由さん
(根岸小学校)



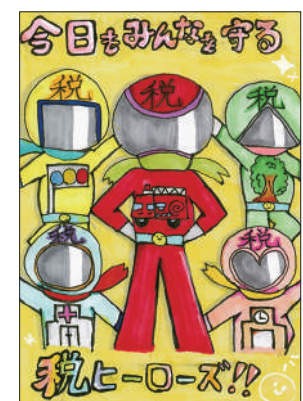
長島 立稀さん
(根岸小学校)



古川 太一さん
(金曾木小学校)



本間 貴子さん
(金曾木小学校)



横山 美愛さん
(根岸小学校)

公益通報者保護法改正の対応

公益通報者保護法という法律があります。

あまりなじみがないかもしれませんが、コロナ禍の中、一昨年6月12日に改正法が公布（令和2年法律第51号）され、本年6月1日より施行されています。

そもそも公益通報者保護法とはどんな法律なのか。本稿では公益通報者保護法の概要と改正点について紹介していきます。

1 法制定までの背景

公益通報者保護法は、平成18年（2006年）に制定されました。

それ以前に自動車のリコール隠しや、食品偽装事件などが頻繁に起こっていた、という背景があります。

ところで、これらの事件は不正を知った者からの内部通報により端を発しています。

裏を返せば、通報する者がいなければ、事件は明るみに出ることもなく、埋もれたままでした。

一般に、組織内の不祥事は表に出にくいものです。勇気ある者が声を上げ、申告すればこそ、事件が発覚するのです。

ところが、不正を申告した正義感の強い者は組織内では「裏切者」のレッテルを貼られ、煙たがられ、昇進できず冷遇され、配置転換（遠くに飛ばされる、重要な仕事を外される）を命じられ、いやがらせ・いじめを受け、ひどい場合は「解雇」されてしまうこともあります。

これではせっかく勇気を出して申告した者が浮かばれません。

そこで、企業の不正を予防し、内部通報者を保護する必要性から、法律が制定されました。

【通報を契機として明らかになった主な不祥事の例】（資料：消費者庁HPより）

事業者概要（時期）	発端（通報の経路）	不正の内容	是正結果
A社【自動車】（2000年6月）	社員 → 運輸省	リコール隠し	道路運送車両法違反 → 行政措置・刑事告発
B病院【大学病院】（2001年12月）	病院内部 → 大学理事長・患者遺族	医療事故隠ぺい、カルテ改ざん	証拠隠滅罪等 → 逮捕
C社【食品】（2002年1月）	取引先 → 県警本部	牛肉・豚肉の偽装	JAS法等違反 → 行政措置
D社【食品】（2002年3月）	匿名 → 生協	鶏肉の偽装	JAS法等違反 → 行政措置 不正競争防止法違反 → 逮捕
E社【化学】（2002年5月）	匿名 → 東京都食品監視課	違法な物質を使用して香料を製造	食品衛生法違反 → 行政措置
F社【食品】（2002年5月）	社員 → 農林水産省	違法な物質を使用して食品を製造	食品衛生法違反 → 行政措置
G社【食品】（2002年8月）	関係者 → 農林水産省	牛肉の偽装	詐欺罪 → 刑事告発
H社【電力】（2002年9月）	発電所検査業者元社員 → 旧通算省	自主点検作業記録に関する不正	電気事業法等違反 → 行政措置

2 公益通報者保護法のポイント

この法律では、不正を暴いた勇気ある人のことを「公益通報者」と呼び、公益通報者が冷遇されないよう保護することを目的としています。

ただし、なんでもかんでも通報した人を保護する、というわけではありません。ただの不平不満は対象とならないし、組織を陥れようとする通報も対象とはなりません。

対象となるのは、①労働者（公務員も含む）が、②不正の目的でなく、③労務提供先について、④通報対象事実が、⑤生じ又はまさに生じようとする旨を、⑥所定の通報先にしたもの、が対象となります。

つまり、6つの要素を満たしたケースについてのみ、通報者が保護されることになるのです。

なお、⑤の通報対象事実とは、通報の対象となる法令違反を指し、「国民生活の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた法律に違反した事実をいいます。食品偽装などが典型です。

●通報先

通報先には次の3つの機関があります。

①会社内部

社内受付窓口、会社があらかじめ定めた弁護士事務所、労働組合など。

②行政機関

通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を指す。

③その他の事業者外部機関

その通報事実を通報することがそのことの発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者をいいます。

具体的には、報道機関、消費者団体、事業者団体、労働組合、周辺住民など。

●公益通報者の保護

労働者が保護要件を満たした上で公益通報した場合、労務提供先から解雇された

としても、それは無効となります。

また、事業者が解雇以外の不利益な取扱いをすることも禁止されています。

さらに、派遣労働者が労働者派遣契約を解除されることもありません。

3 何が変わったのか

法制定から15年ほど経過し、ある程度法律の実効性はありました。ただ、それでも不祥事はなくなりません。また、通報を受けた行政機関において通報の放置や通報に係る秘密の漏えい防止の観点で不適切な対応が散見されていました。

そこで、更なる実効性の向上を目指して法改正がなされました。改正点の主な項目は、次の5点です。特に、(5)の事業者がとるべき措置は注意しておきましょう。

- (1) 保護されるべき通報者の範囲拡大
- (2) 通報対象事実の範囲拡大
- (3) 損害賠償の免責
- (4) 行政機関に対する保護要件の緩和
- (5) 事業者がとるべき措置

●保護されるべき通報者の 範囲拡大

旧法では、公益通報者は「労働者」に限定されていました。ここでいう労働者は労基法第9条の労働者を指すため、役員などは除外されています。

そこで改正法では、①退職後1年以内の労働者、②法人の役員、を新たに加えました。公益通報できる者の範囲を広げることで通報がなされやすい環境を狙っています。

●通報対象事実の範囲拡大

公益通報の対象となる事実は、「刑事罰の対象」となるものに限られていましたが、改正後は刑事罰に加えて「過料」の対象となる行為についても通報対象の事実に含めることになりました。

●損害賠償責任の免責

公益通報したのために、事業者が損害が発生した場合、通報者が事業者から損害賠償を請求されることがあります。これでは恐ろしくて公益通報できません。そこで、改正法では公益通報者が事業者から損害賠償を受けないという規定を新設しました。ただし、免責されるには、通報者が不利益取扱いから保護されるための要件を同時に具備する必要があります。

●行政機関に対する保護要件の緩和

労働者が行政機関に通報する場合の保護要件として「通報対象事実の発生について信じるに足りる相当の理由（これを『真実相当性』という）が求められていましたが、真実相当性の判断は難し

いです。そこで、真実相当性に至らない場合であっても、通報者が「氏名や通報対象事実の内容等を記載した書面（電子メール含）を提出」すれば保護されるようにしました。

●事業者がとるべき措置

公益通報しようとしても、だれが通報したかがすぐにわかってしまうような状態ではなかなか通報できず、社員はためらってしまいます。また、そもそも通報する窓口がなければ通報はなされません。そこで、改正法では、一定規模の組織（300人超）に対して内部通報対応体制整備の制定を義務づけています。

4 実務対応

本改正を受け、次のような実務対応が必要です。

●内部通報対応体制の整備

最近の法改正は、体制づくりを求めるものが多いですが、今回の公益通報者保護法においても同様に組織内の体制づくりが義務化されました。ただし、当面は従業員数が300人を超える法人に限定されています。もっとも、中小規模の企業でも体制づくりをして構いません。

●通報者に対する守秘義務 旧法は、通報者がだれなのか、バレないように守るための守秘義務が規定されていませんでした。通報者がわかると、事業者から不利益取扱いを受ける可能性があります。そこで、通報者が安心して通報できる環境を整備することとしました。

守秘義務を負う者は、①事業者から公益通報対応業務従事者として定められている者、②事業者から公益通報対応業務従事者として定められていた者（過去の担当者）、です。不祥事がなくならないのは、長い間その組織にいと感覚が「麻痺」してしまい、不正を不正とも思わぬ風土があるように思います。また、社員同士が仲良くなると、なかなか不正を正せない空気にもなってきます。今回の改正により、早い段階で不正をキャッチし、大事に至る前の段階で是正できるよう、そんな組織風土を作ることを目指したいものです。

それには、組織トップが自ら「不正は許さない」「不正を見つけたらすぐに報告してほしい」などと常に発言するような環境も必要です。体制づくりについては当面は、300人を超える大規模会社ターゲットですが、労働法の分野ではすでに規模を問わず、パワハラの内体制づくりを義務づけているので、今回の公益通報窓口を同じところに置くこともできます。ぜひ、本改正を前向きにとらえて、会社の公正な運営に生かして下さい。

委員会報告

第1回組織委員会

[と き] 令和4年9月15日(木) 11:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階



▲上村委員長

組織委員会(上村委員長)では、第1回組織委員会を開催しました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合いを行いました。

第1回公益事業委員会

[と き] 令和4年10月4日(火) 11:00～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階



▲志賀委員長

公益事業委員会(志賀委員長)では、第1回公益事業委員会を開催しました。税を考える週間協賛「大型講演会」等について話し合いを行いました。

部会報告

女性部会

「第1回 正副部会長会議」

[と き] 令和4年9月14日(水) 13:30～
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階 会議室

女性部会(中立部会長)では、第1回正副部会長会議を開催しました。「税に関する絵はがきコンクール」の審査会および今後の事業についての話し合いが行われました。



▲中立部会長



東京上野税務署幹部と三部会(源泉・青年・女性)役員意見交換会

[と き] 令和4年9月8日(木) 17:30～
[と ころ] 東天紅上野本店6階「ソールーム」

東京上野税務署と三部会の役員の方々との意見交換会を新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を施し、開催しました。初めに7月10日付で着任された新幹部の方々との名刺交換、自己紹介を行い、部会間の情報交換等を行いました。



講演会

林家たい平氏 講演会 会員限定 in 精養軒 ～笑顔の元に笑顔が集まる～

人気番組「笑点」のレギュラー出演のほか、多方面においてご活躍されている林家たい平氏をお招きし、「笑顔の元に笑顔が集まる」をテーマに講演会を行いました。参加者の皆さんは大変興味深くお話に聞き入り、あっという間の1時間でした。

[と き] 令和4年9月16日(金) 17:00～18:00
[と ころ] 上野精養軒3階「桜の間」



▲林家たい平氏



セミナー報告

＜オンライン実務セミナー＞

電子帳簿保存法改正

実務対応のポイント



《と き》 令和4年 7月14日(木) 14:00～16:00

《ところ》 オンライン開催

実務セミナー「電子帳簿保存法改正実務対応のポイント」を開催しました。講師は税理士法人トリプル・ウイン顧問の星叡先生です。電子帳簿保存法の改正により義務化された電子取引のデータ保存について、企業が留意すべきポイント等を解説して頂きました。



講師

・税理士法人トリプル・ウイン顧問
・税理士
・行政書士

星 叡 氏

＜オンライン実務セミナー＞

エクセル講座【中級編】【裏ワザ編】

《と き》【中級編】令和4年 8月25日(木) 14:00～15:30
【裏ワザ編】令和4年 9月5日(月) 14:00～15:30

《ところ》 オンライン開催

実務セミナー「エクセル講座」の【中級編】と【裏ワザ編】を2回にわたり開催しました。講師は(株)ブレーン専任講師の岩見誠先生です。日常業務に不可欠なエクセルの仕組みやルール、便利な機能を知ることができ、今後の業務効率アップにつながる内容でした。



(株)ブレーン専任講師 講師

岩見 誠 氏

令和4年度

＜実務セミナー＞

e-Tax(電子申告)を体験しよう!

【と き】 令和4年 9月15日(木) 14:00～16:00

【ところ】 朝日信用金庫西町ビル4階



【講師】

東京上野税務署 法人課税第1部門
高橋 智哉 国税調査官



東京上野税務署の担当官指導のもと、e-Tax(電子申告)を実際に体験して頂きました。

＜オンライン税務セミナー＞

インボイス制度 3つの対応ポイント

～インボイスは準備が9割～

【と き】 令和4年 9月21日(水) 14:00～16:00

【ところ】 オンライン開催

税務セミナー「インボイス制度3つの対応ポイント」を開催しました。講師は税理士の伯母敏子先生です。令和5年10月から導入されるインボイス制度の仕組みを理解し、どのような準備が必要かをわかりやすく講義していただきました。



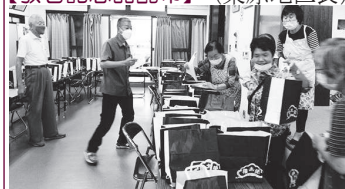
講師

税理士 伯母 敏子 氏

支部・地区だより

東上野支部 東上野神吉地区

【敬老記念品配布】(桑原地区長)



令和4年9月17日(土) 神吉会館町会の70歳以上の方々に敬老のお祝い品を渡しました。

上野支部

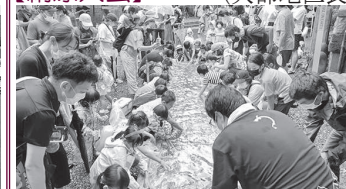
【区民レクリエーション】(太田支部長)



令和4年9月28日(水) 千葉県木更津市ではちみつ工房等を見学し、最後に懇親会を開催しました。

入谷支部

【納涼大会】



令和4年8月28日(日) 小野照崎神社境内3年ぶりに開催し、模擬店やどじょうつかみ等を行いました。

本入谷地区

(矢部地区長)



金杉支部

【真夏の夜の動物園】(平野支部長)



令和4年8月11日(木) 上野動物園 天候にも恵まれ、各自園内を散策して楽しんでいました。

【夏休み

子どもゲーム大会】(山田地区長)



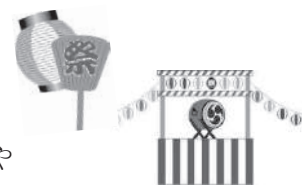
令和4年8月27日(土) 一葉記念公園 3年ぶりの開催となり、久しぶりに子供達で大賑わいでした。

【かなすぎ納涼祭】



令和4年8月6日(土) かなすぎ公園 3年越しの開催で例年になく賑やかで盛大なお祭りになりました。

下谷東地区(稲垣地区長)
金杉仲通地区(有賀地区長)
金杉二丁目地区(新井地区長)
金杉上町地区(生駒地区長)合同



表紙 << 寛永寺 根本中堂 >> 写真提供: 台東区

■令和4年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

公益社団法人

上野法人会 特別講演会

池田清彦氏講演会

入場料無料

どなたでもご参加いただけます

生物学から見たホンマでっか!?な生き方
～人生を楽しく生きるために～



生物学者
早稲田大学名誉教授
山梨大学名誉教授

いけだ きよひこ
池田清彦氏

フジテレビ系「ホンマでっか!?TV」に出演中。

【とき】令和5年3月7日(火)

18:00～19:30

【ところ】東天紅上野本店 3F「鳳凰の間」

台東区池之端1-4-1 TEL 3828-5111

【定員】先着200名

※開催日までの状況変化により、中止または延期とさせていただきます。

お申し込みは同送チラシをご覧ください!

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

